いじめ防止基本方針

埼玉県立特別支援学校坂戸ろう学園

もくじ

はじめに　－　1

1　いじめの定義　－　1

2　学校におけるいじめ対策　－　2

（1）いじめの防止　－　2

（2）早期発見　－　3

（3）いじめに対する措置　－　3

3　校内組織　－　4

（1）いじめ対策委員会　－　4

（2）重大事態　－　5

4　懲戒処分　－　5

5　いじめの未然防止策に係るPDCAサイクル　－　5

6　保護者の責務　－　5

7　年間計画　－　6

参考資料　生徒指導ハンドブック「New I's」　－　7

はじめに

本方針は、

> いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）
>
> （学校いじめ防止基本方針）
>
> 第１３条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

に基づき、埼玉県立特別支援学校坂戸ろう学園において定めるものである。

１　いじめの定義

> いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）
>
> （いじめの定義）
>
> 第２条　この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

> いじめ防止等のための基本的な方針（平成２５年１０月１１日　文部科学大臣決定）
>
> 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
>
> この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

を基準として本校ではいじめを以下のように捉える。

いじめの４様態

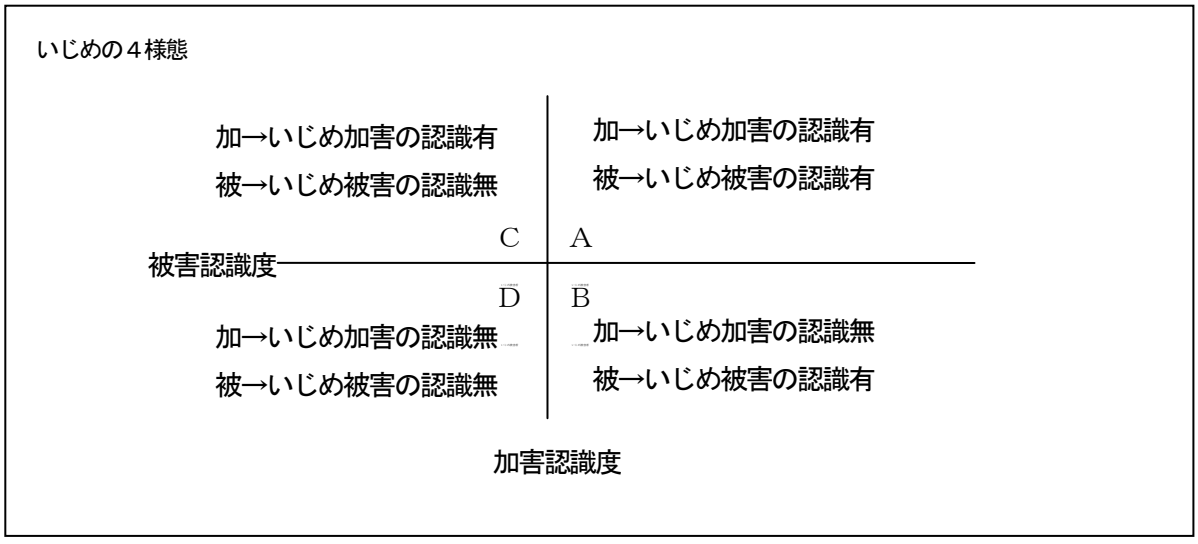

Ａの場合（加害児童生徒・被害児童生徒ともにいじめ加害・被害の認識有）

例　加害児童生徒は持ち物を隠したり、弁当を食べてしまったり、いじめ行為と認識した上で嫌がらせを行い、被害児童生徒はそれを苦痛に感じている。

Ｂの場合（加害児童生徒にいじめ加害の認識無、被害児童生徒にいじめ被害の認識有）

例　加害児童生徒は会うたびに殴ったり、蹴ったりと一方的に暴力をふるうが、それは友達内の遊びだと思っている。しかし、被害児童生徒はそれを苦痛に感じている。

Ｃの場合（加害児童生徒にいじめ加害の認識有、被害児童生徒にいじめ被害の認識無）

例　加害児童生徒はインターネット上に被害児童生徒の悪口を書いたり、無断で写真を撮り、載せたりしていた。しかし、被害児童生徒はその事実を知らなかった。

Ｄの場合（加害児童生徒・被害児童生徒ともにいじめ加害・被害の認識無）

例　加害児童生徒は、便所に閉じ込めたり、暴力を振るったりと一方的・継続的に嫌がらせを行っているが、それは友達内の遊びだと思っている。同時に被害児童生徒についてはそれをいじめと捉える力が希薄な性格を有している。しかしまわりから見ると、一方的であり、行き過ぎた行為としていじめに見える。

つまり、一般的な生徒指導（例えば暴力・器物損壊・喫煙・万引など）では、あくまでも「行為」に対して指導を行うのが基本である。しかしながら、いじめは「結果」に対して指導を行うものである。その違いを押さえておくことが肝要であり、かつ「いじめ問題」の難しさがある。

本校では教職員（特定の教職員のみによることなく、後述のいじめ防止等の対策のための組織を含む）がいじめられていると思われる児童生徒の状況や周辺の状況を客観的に確認、判断することにより、上記の４様態すべてのカテゴリーにおいて「いじめ」と判断し、対応するものとする。

特にＢやＤの様態においては、加害児童生徒にいじめている認識がないため、加害児童生徒及びその保護者に対し、いじめと理解させることに困難を伴うことも予想されるが、望ましい人間関係の構築及び重大事態防止（後述）の観点から積極的に判断していく。

２　学校におけるいじめ対策

（１）いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象にいじめの未然防止に取り組む。

いじめ防止の基本的な取組として、児童生徒のコミュニケーション能力を育成するとともに、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるよう授業づくりや集団づくりを行う。

また、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係をつくる。

さらに、自ら命を絶つ事故についてもいじめとの関連性が指摘されることがある。どんなことがあっても死を選んではいけないという姿勢を教師としてはっきり示し、生命を大切にする指導を強力に推進する。

ア　教師の言動・姿勢

（ア）　児童生徒の悩みを親身になって受け止め、生徒の出すサインをあらゆる機会を捉えて見逃さない

（イ）　自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生しうるという危機意識を持って当たる

（ウ）　いじめられている児童生徒を守り通すことを最優先に指導・支援する

（エ）　日常の教育活動を通して常に子どもとの信頼関係の醸成に努める

（オ）　日ごろの発言や指導においていじめの発生を許容しない、いじめの土壌をつくらない雰囲気づくりを行う

イ　学級経営

（ア）　児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう配慮する

（イ）　児童生徒一人一人の居場所づくりに配慮する

（ウ）　児童生徒が、クラスの一員としての役割を果たせる学級経営を心掛ける

ウ　学習指導

（ア）　学ぶ意欲を持たせる、わかる授業を心掛ける

（イ）　授業改善に努め、児童生徒一人一人の参加意識を高める

（２）　早期発見

いじめは目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、教師が気付きにくく、また判断しにくい形で行われることが多い。そのため、ささいな兆候であっても、「いじめかもしれない」との疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを積極的に認知していく。

そのため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて複数回の面談やアンケート調査の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

（３）　いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断することや、一部の教職員で抱え込むことがないよう、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで、次の点に留意して取り組む。

ア　加害児童生徒への指導

いじめの内容や関係する生徒について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。 いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

イ　被害児童生徒への支援

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。児童生徒のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉掛けをし、児童生徒との信頼関係を築いておく。

ウ　観衆児童生徒（周りではやし立てる児童生徒）への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。また、被害児童生徒の気持ちになって考えさせ、いじめの加害児童生徒と同様の立場にあることに気付かせる。

エ　傍児童観生徒（見て見ぬふりをする児童生徒）への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気付かせる。

オ　集団（学級や部活動など）への対応

いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示すとともに、様々な個性を認め合い、集団の一員としての自助・共助・公助の気持ちを醸成させ、連帯感を高める。

３　校内組織

根拠法令

いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第２２条 学校は，当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため，当該学校の複数の教員，心理，福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（１）いじめ対策委員会

心の健康支援会議（教頭＋生徒指導部、校内委員会、養護教諭、必要に応じて担任・ＳＣ・ＳＳＷ）を充て、「いじめ対策委員会」と称し、以下の業務を行う。

ア　いじめの未然防止のため企画立案

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

「加害児童生徒」「被害児童生徒」という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば学級崩壊や部活動での上下関係など）や、「観衆児童生徒」としてはやし立てるとりまきの存在、見て見ぬふりの「傍観児童生徒」の存在など集団生活での個々人の在り方につて考えさせていく必要がある。

・全校集会等での生徒指導主任の講話
・ＬＨＲでの話し合い
・道徳の授業、非行防止教室　など

イ　いじめの早期発見ができる学校づくり

いじめは、物理的な暴力以外にも暴力を伴わないもの（仲間外れ、無視、陰口）を含め、その発現には多様なものがある。そのため、教職員一人一人が、生徒やクラスのわずかな変化も見逃さず、かつ複数の教職員で確認できる体制が必要である。

・担任や副担任、養護教諭、授業担当者が十分に連携し、児童生徒の状況について情報共有を図る
・学部会等を通じた児童生徒の状況把握
・いじめに関する職員研修　など

ウ　いじめ発生時の対応業務

いじめとは、先に述べたとおり、「行為」ではなく、「結果」である。そのため、いじめに当たるか否かの判断を待って対応するのではなく、先ずは被害児童生徒側の観点に立ち、「いじめかもしれない」と判断して早期に対応・行動していくことが肝要である。

・被害児童生徒からの聞き取り
・被害児童生徒のケア
・保護者への対応
・周囲の児童生徒からの聞き取り

・加害児童生徒からの聞き取り

・回復措置（被害児童生徒の回復、クラス・部活動の正常化、加害児童生徒の反省）

（２）重大事態対応

校長は、いじめにより重大事態が発生した場合は県教育委員会に報告する。さらに外部機関との連携が必要と判断した場合は、県教育委員会の指導・助言を受け、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者を含んだいじめ対策委員会を組織するとともに、今後の対応や調査についても指導、助言を受ける。また、いじめの内容によっては、警察等関係機関と連携を行う。

※ここでいう重大事態とは、いじめにより

・児童生徒が自殺を企図した場合

・身体に重大な傷害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合

・精神性の疾患を発症した場合

・相当の期間（年間３０日を目安とするが、一定期間連続して欠席している場合を含む）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合　　などのケースを想定する

なお、いじめられて重大事態に至ったという申立てが児童生徒や保護者からあった場合は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして調査報告に当たる。

４　懲戒処分

校長は学則第２４条により、加害児童生徒について必要と認めたときには懲戒処分を行う。

５　いじめの未然防止策に係るＰＤＣＡサイクル

ＰＬＡＮ	４月	いじめ対策委員会の発足、年間計画の詳細策定
ＤＯ	通年	いじめ防止策の実行
ＣＨＥＣＫ	１月～２月	年度総括し、改善点の洗い出し
ＡＣＴＩＯＮ	３月、４月	新しい年間計画を策定（３月）し、詳細策定（４月）

６　保護者の責務

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

このことを保護者は十分理解し、子どもがいじめの加害者にも被害者にもならないように子どもと話し合いの機会を持ち、指導を行う。また家庭において日ごろから子どもの様子を観察し、兆候が見られたと思われる際には、すぐに学校と連携を図り、早期発見、早期解決に努めるものとする。また、子どもたちに自ら命を絶つ事故が発生している状況を踏まえ、子どもに対し、生命を大切にする指導を家庭でも繰り返し行う。

子どもがいじめの加害者となってしまった際には、その事実を受け止め、子どもに対して適切な指導を行うとともに、被害者に誠意を持って対応する。

7　年間計画

	小学部	中学部	高等部	会議等
4月				
5月		スマホ安全教室	スマホ安全教室	心の健康支援会議
6月	スマホ安全教室			
7月・8月				心のケア職員研修会
9月	薬物乱用防止教室	薬物乱用防止教室	薬物乱用防止教室	
１０月				
１１月				情報セキュリティ情報モラル研修会
１２月				
1月				人権研修会
2月				いじめ防止に関する研修会
3月				

その他

（1）登校指導（年間）

（2）授業中や休み時間の校内巡回（年間）

（3）いじめ発見のための会議組織

・学部会（定例）　→　生徒指導部会で集約　→　いじめ対策委員会で検討

参考資料　埼玉県教育局生徒指導課作成　生徒指導ハンドブック「I's 2019」から抜粋

いじめ発見チェックリスト

朝の会	□　他の子供より早く登校する □　担任が来るまで廊下で待っている □　理由のはっきりしない遅刻や欠席が多くなる □　挨拶や出席確認のときに返事がない、声が極端に小さい □　沈んだ表情や緊張した様子をしている
授業の開始時及び授業	□　一人遅れて教室に入ってくる □　授業の始めに用具が散乱している □　忘れ物が多くなる □　班決めなどのとき、話合いの輪に入れない □　係を選ぶとき等、ふざけ半分に推薦されたりする □　ほめられると、嘲笑やからかい等が起こる □　正しい意見なのに冷やかされる □　発表回数が少なくなり、活発さがなくなる □　教室の掲示物や作品、机に落書きやいたずらをされる □　その子への配布を嫌がる雰囲気がある □　実験などの後片付けをいつもやらされている □　道具や器具にさわらせてもらえず、順番が回ってこない □　音楽の授業で歌えなくなる □　内緒話をされている □　不自然に机や椅子が離されている □　不調を訴え、保健室に行くことが増える
休み時間	□　いつも一人でポツンとしている □　笑顔が見られずおどおどしている □　特に用事がないのによく職員室に来る □　移動教室のとき、荷物を持たされている □　格闘技ごっこなどでやられている □　保健室や相談室に来る回数が多くなる □　授業が始まっても教室に戻りたがらない
昼食時	□ 周囲の子供が机を寄せて席を作らない、または寄せても隙間がある □ その子にだけ意図的な配り忘れ、盛り付けの量の差等がある □　給食を食べない、食欲がない □　早食い競争などをやらされている □　配膳を嫌がられている □　いつも片付けをさせられている
清掃時	□　一人黙々と清掃しているが、表情が暗い □　机や椅子が運ばれずに、放置されている □　衣服が汚れたり、ぬれたりしている □　清掃後、頻繁に授業に遅れてくる
帰りの会	□　持ち物がなくなったと、よく訴えに来る □　服が汚れていたり、破けていたりしている □　泣いている、または机に伏せたままでいる □　自分の持ち物でないものを机やカバンに入れられている
部活動	□　参加しないことが多く、表情も暗い □　一人だけで大変な仕事（準備や後片付け）をやらされている □　ペアの練習で、いつも取り残される □　練習のふりをしてボールを当てられたり体当たりされたりする □　他の部員から強い口調で注意されたり、使い走りにされたりする □　辞めたいなどの訴えがある □　理由のはっきりしないけが、あざ、汚れがある □　道具を隠される □　孤立している

放課後から下校時	□　急いで下校する、あるいはいつまでも学校に残っている □　机がひっくり返されたり、ロッカーが荒らされたりしている □　いつも教職員に相談したそうに寄って来る □　鞄や持ち物がなくなっている □　ゴミ箱の中に持ち物や服等が捨てられている □　校内の壁などに悪口や傷つくような内容の落書きをされる □　皆の荷物を持たされている □　遠回りして帰る □　一人で帰る
学校生活全般	□　皆の嫌がる仕事や大変な仕事を押し付けられる □　一人で離れて仕事をしている □　ふざけた雰囲気の中で、学級委員や班長に選ばれる □　無理に役員を押し付けられる □　宿題や集金などの提出物が遅れる □　特定の子の机や持ち物をさわろうとしない □　連絡帳、生活ノート、絵画作品等に気になる表現がある